

第1回  
臨時会

新体制スタート

(会期 平成十六年五月十一日～十四日)

正副議長など県議会の新役員体制決まる

就任のごあいさつ



副議長  
島本 暢夫



議長  
岩名 秀樹

このたび、私どもは議員のみなさまのご推挙により、第97代議長、第98代副議長の要職を担うことになり、その使命と責務の重大さに身の引き締まる思いであります。

このうえは、決意を新たにして、議会の活性化と公正で円滑な議会運営に務め、県民の皆様のご期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。さて、地方分権の時代といわれる今日、地方の権限と責任が拡大していく中で、議決機関、あるいは監視機関として議会が担う役割は益々重要になってきております。

県議会でございますし、一三代表制のもと、知事と議会が車の両輪として緊張関係を保ちながら活発な政策議論を行い、政策の決定、監視・評価を行うといった議会本来の使命を十分に果たせるよう、更なる改革に向けて全力で取り組んでまいります所存であります。

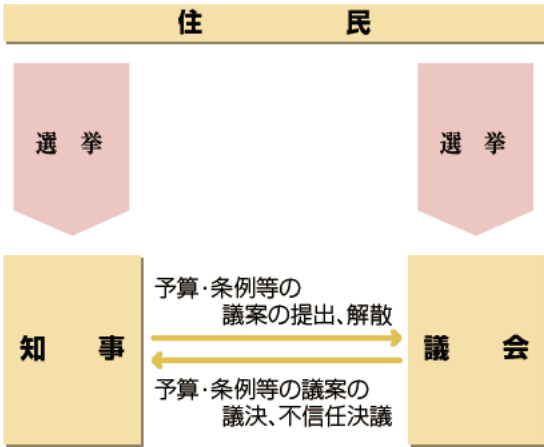
どうか、県民の皆様には、温かい御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。

一三代表制とは

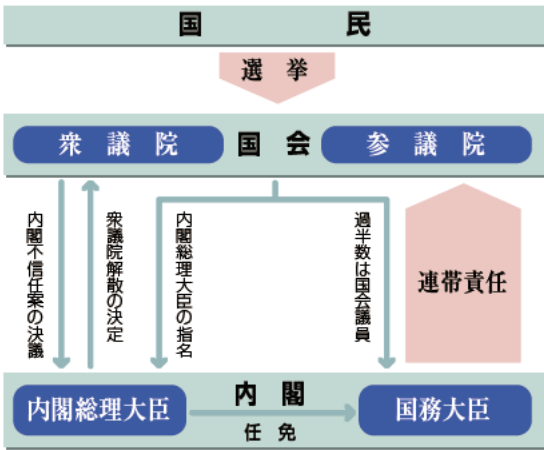
地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ、という制度をとっています。これを三代表制と言います。これに対して国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う、という議院内閣制です。

このような制度の違いから、国では内閣を支持する政党とそうでない政党との間にと野党関係が生まれます。地方議会においても、首長を支持する会派とそうでない会派の間に、疑似的な与野党関係が生まれることがあります。しかし、これは国の議院内閣制の枠組みを、首長選挙の際の支持不

県の仕組み



国の仕組み



支持に当てはめて起ることで、二代表制においては、制度的には与野党関係は発生しません。

一三代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定(議決)し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、一三代表制の本来の在り方であるといえます。

総務企画常任委員会

行財政の運営、長期総合計画の推進などについて調査、審査しています。

各委員会委員など各種役員を紹介いたします。(平成十六年六月一日現在)

委員長 田中 博  
新設みえ (糸島市)



副委員長 中森 博文  
自民、無所属、公明議員団 (名張市)



委員 木田久主一  
自民、無所属、公明議員団 (黒羽市)



委員 舟橋 裕幸  
新設みえ (津市)



委員 山本 教和  
自民、無所属、公明議員団 (志摩郡)



委員 青木 謙順  
自民、無所属、公明議員団 (土佐郡)



委員 桜井 義之  
新設みえ (亀山市、鈴鹿郡)



委員 中村 進一  
新設みえ (伊勢市)

